

# 1970年代における司書講習に関する論争

池田 美千絵

## はじめに

日本の図書館専門職員の資格は、図書館法で公共図書館の司書について定められているのみである。図書館法では、公共図書館の定義、目的、サービス内容等について定めるほか、第4条第1項で、専門的職員としての司書、司書補の資格の名称と職務が規定されている。2008年の同法改正以後、第5条では、司書となる資格について、次のように規定されている。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業したもので次条の規定による司書の講習を修了したもの

1950年の図書館法制定から2008年までは、司書の資格については、図書館法第5条で次のように定められていた。

第5条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学又は高等専門学校を卒業したもので第6条の規定による司書の講習を修了したもの
- 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの

第1号と第2号の順序が現在とは逆になっていること、また、第2号には、現在の規定にある「文部科学省で定める」の文言がないことがわかる。

第1号で規定された司書の講習については、図書館法第6条第2項で次のように定めている。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることはできない。

2008年に図書館法が改正されて、「文部科学省で定める」という文言が加わったため、2009年に図書館法施行規則が改正され、施行規則第1章で、新たに大学において履修すべき科目（以下、修得科目という）が定められた。

第5条第1項第2号で規定されていた「図書館に関する科目」は、2008年まで定められていなかった。第2号には、社会教育法や博物館法にある「文部科学省令で定める」という文言がなく、「図書館に関する科目」を文部科学省が定めることが規定されていなかったためである。

2009年までは、施行規則第1章第4条で、司書講習（以下、講習という）の修得科目とその単位数が定められていた。この科目は、これまで一般に、司書講習科目、司書科目、省令科目等と呼ばれてきた（以下、講習科目という）。講習科目は、1950年に制定され（以下、講習科目1950という）、1968年（以下、講習科目1968）、1997年（以下、講習科目1997という）の2度改定されている。講習科目には、それぞれの時期における公共図書館と司書養成に対する考え方が現れており、講習科目1968は、28年にわたって使用され、わが国の図書館学教育に大きな影響を与えた。

この講習科目が、大学における司書養成のための科目として用いられたため、大学において司書養成のための科目を開講するには、開講科目が講習科目の単位に相当するものであることを文部科学大臣が認めることが必要であった。

このように、2008年の図書館法改正によって、

大学における教育が司書養成の基本となった。それまでは、講習科目が大学の図書館学教育の科目として用いられてきたため、講習が司書養成の基本であるかのような規定となっていた。

これまで、講習に関するさまざまな意見が論じられたが、その意義と問題点に関する詳しい分析は行われていない。

渡邊齊志（国立国会図書館）は、2014年に「公立図書館と図書館学教育」で、公立図書館の専門職養成制度に着目し、これまでの図書館職員の法的・組織的位置づけについて、批判的に分析している<sup>1)</sup>。その中で、講習に関する岩猿敏生（同志社大学）<sup>2)</sup>と佐藤允昭（別府大学）の文献を紹介している<sup>3)</sup>。これら二つの文献では、主に1970年代の講習に関する文献を取り上げて、それぞれの時点での評価を行っている。1970年代は、講習に対する賛否が積極的に論じられた時期であったが、その後の議論は活発ではなかった。そのため、1970年代の講習に関する議論を明らかにする必要がある。

本稿の目的は、1970年代の講習に関する議論では、何が議論され、何が議論されなかったのかを明らかにすることである。

したがって、1970年代の講習に関する文献について、次の二つの研究課題を設定する。

- (1) どのような内容の議論が行われたのか。
- (2) どのような内容の議論が欠けていたのか。

研究方法としては文献調査を用いる。時代範囲は、1970年代に限定し、講習に関する文献を網羅的に収集し、執筆者、その時期、内容、講習に対する評価とその理由を分析する。

第1章では、司書養成の三つの形態、講習の経緯、講習科目、1960年代の講習に対する批判について明らかにする。第2章では、1980～1990年代の講習に関する主な議論の内容を明らかにする。第3章では、1970年代の講習に関する議論の概要を年代順に明らかにする。第4章では、第3章で明らかにしたことをもとに、1970年代の講習に関する議論の内容を項目別に分析した上で、1980～1990年代の講習に関する代表的な議論の内容と比較検討する。研究課題(1)は、第2章、第3章、第4章第1～3

節で、研究課題(2)は、第4章第4～5節で論じる。

## 1. 図書館職員養成における司書講習

### 1.1 司書養成の三つの形態

司書の養成は、主に、講習、司書課程（以下、課程という）、専攻科の三つの形態で行われている。

#### 1.1.1 司書講習

講習とは、司書資格付与を目的として、図書館法第6条の規定にもとづき、1951年から実施されている講習のことをいう。例年、夏期を中心に開設され、開設される大学は、毎年春、官報に公示される<sup>4)</sup>。受講資格は、大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者か、高等専門学校を卒業した者、司書補としての2年以上の勤務経験者である。したがって、四年制大学、短期大学、高等専門学校を卒業した社会人が、大学に入学することなく受講することができる。受講期間も、夏期講習の場合は、2カ月と短いため、社会人には受講しやすい。そのため、多様な学部や専攻の出身者、多様な職歴や地方公共団体内の多様な経歴を持つ人々が受講することができる。大学では司書資格を取得しなかったが、卒業後、司書資格の取得を希望するようになった社会人がおり、これらの人々には講習が必要である。

#### 1.1.2 司書課程

課程とは、司書の養成と資格を付与するために、大学及び短期大学で編成された課程の通称のことをいう<sup>5)</sup>。2014年4月現在、開設校は四年制大学158校（国公立14、私立144）、短期大学58校（公立3、私立55）、通信教育課程が私立大11校で開講されている<sup>6)</sup>。

科目等履修生となる以外は、大学の学生である必要がある。受講するためには、大学に入学する必要がある。大学の授業を履修するため、受講するには、2～4年程度の在学期間が必要である。

学生は、講習科目とは別に、専攻を持っているため、司書科目以外に専門課程の科目を履修している。課程は、従来、大学の文学部等に置かれており、そのため、受講者には文学部等の学生が多くなる傾向があり、多様な人材が得にくいという意見もある。

### 1.1.3 専攻科

専攻科は、大学の学部設置された図書館情報学（または図書館学）あるいは関連する主題に関する学科や専門課程のことをいう<sup>7)</sup>。筑波大学、慶應義塾大学、愛知淑徳大学などがある。科目の中に講習科目が含まれており、その科目を履修することによって、司書の資格を取得することができる。専攻科では、図書館情報学等に関する多くの単位を履修することができる。ただし、図書館情報学が専門であるため、他の分野に関する履修科目は少ない。

## 1.2 司書講習の経緯

講習は、図書館法制定当時の職員の再教育、資格付与を目的としたもので、認定講習と呼ばれた。司書再教育のための第1回の講習が開かれたのは、1951年7月からの2カ月間で、東北、東京、名古屋、京都、九州の5国立大学で開催された<sup>8)</sup>。

1957年頃までに暫定資格者の多くは司書または司書補の資格を取得し、認定講習はその役割を終えたが、登録された者以外で図書館に新たに勤務した者や、今後図書館に勤務することを希望する者たちのために引き続き開催され、今日に至っている<sup>9)</sup>。2014年度現在、講習の実施校は、四年制大学11校、短期大学1校の合計12校である<sup>10)</sup>。

## 1.3 講習科目

講習科目の内容は、公共図書館を中心としている。1950～2009年までの約60年間に、三つの講習科目と一つの修得科目が制定・改定されている。

### 1.3.1 講習科目1950（1950～1967）

1950年に図書館法が制定され、戦後日本における図書館職員の養成の取組みが始まった。第4条では、司書を公共図書館の専門的職員として定めている。司書資格付与の方法として、第5条で講習が規定され、司書資格取得のための講習科目が文部省令で定められて、講習が開始された。必修科目11単位、選択科目4単位の合計15単位である。

講習科目1950の特徴は、次の通りである。公共図書館の職員養成を目指した科目である。そのため図書館の外の社会に関する科目、地域の教育活動と

の連携を扱う科目を設けている。他方、分類、目録、レファレンスサービス等の単位は少なく、演習科目が設けられていない。単位数はほとんど1単位であり、講習のための科目の性格が強く、大学の授業に適していない。

### 1.3.2 講習科目1968（1968～1996）

1968年に図書館法施行規則が一部改正され、第1回目の講習科目の改正が行われた。必修科目15単位、選択科目4単位で、合計単位数は4単位増加した。講習科目1950が定められてから18年後である。

講習科目1968の特徴は、次の通りである。第一に、社会や教育活動との連携が弱まり、社会に結びついた公共図書館職員の養成よりも、当時の公共図書館の中心的業務であった分類、目録、レファレンスサービス等の業務を重視している。第二に、単位数は、必修科目の講義科目が全て2単位となり、講習から大学の授業に適したものへと移行しようとしている。

### 1.3.3 講習科目1997（1997～2007）

1997年に第2回目の講習科目の改正が行われた。必修科目18単位、選択科目2単位合計20単位である。必修科目が3単位増加し、選択科目が2単位減少し、合計で1単位増加している。第1回目の改定から29年後である。この時から、国の図書館政策の一環として科目が検討される傾向が見られる。

### 1.3.4 図書館に関する科目（2009～）

2008年に図書館法が改正され、大学で履修すべき図書館に関する科目を文部科学省令で定めることが規定された。2009年に文部科学省令が改正され、図書館に関する科目が制定された。必修科目22単位、選択科目2単位で合計24単位である。単位数は必修科目が4単位増加した。これは第3回目の改定に当たる。第2回目の改定から12年後で、これまでよりも、短期間で実質的に改定されている。

## 1.4 1960年代の司書講習に対する批判

講習については、その単位数や開講形態が批判されてきた。

### 1.4.1 日本図書館協会の要望

1962年6月に、日本図書館協会（以下、日図協と

いう) 教育部会が、日図協理事長岡部史郎名で文部大臣荒木万寿夫宛に「図書館学教育の改善刷新に関する陳情」という陳情書を提出した<sup>11)</sup>。5項目のうち第2点として「司書養成講習制度及び司書教諭養成講習制度を改善すること」を挙げ、講習について次のように述べている。

司書、司書教諭養成の大学など本格的な養成機関が整備されない時代の教育方法であって、いずれも当時の客観情勢により、当面の要求を充たすための、一時的・安易な養成法であることは明らかである。それがいつしか、新人養成の速成教育にすりかわった観がある。

(中略)

講習形式による養成を全面的に否定することはできない。しかし現在の講習制度はあくまでも速成教育であって、かかる安易な方法は、現代の要求には適合しなくなっているから、この養成制度を全面的に改善刷新する必要がある。

そして、科目の整理、新科目の追加、単位数の増加、期間の延長、資格授与の方法、通信教育、資格の国家検定試験などの検討を要望している。また、図書館法第5条に定める、大学で履修する「図書館に関する科目」について、「科目名とそれを履修する単位数を速やかに政令か省令をもって決定し、明示せられんことを望む」と要望している。

#### 1.4.2 行政関係者からの批判

1960年代後半には、講習に対して社会や行政の批判があることが指摘されていた。西藤寿太郎(大阪市立図書館長)は、「たった2カ月の講習で取得した15単位で専門職が養成できるのかと、人事院や人事委員会から一種の軽侮をまねく結果にもなっている」「あの暑い最中の2カ月間のぶっ通し、講師はあえぎ、受講者はつかれ果てるという条件の悪さで、100人、200人の大量生産である。まともなことができるはずがない」と批判している<sup>12)</sup>。

文部省の中島俊教は、「従来、司書の俸給を専門職として引き上げようとする際に、15単位、きんきん2カ月の講習を受けたものを専門職員であるというならば、どんな職のものもみんな専門職にしなければならないことになる」ということで、「財政

当局との交渉がほとんど不成功に終わっている」と指摘している<sup>13)</sup>。

この意見では、単位数が少ない、2カ月の集中授業である、暑い夏に行われている(当時は冷房が普及していなかった)、という3点が批判されている。しかし、若干の単位数が増加しただけで、講習は継続された。

#### 1.4.3 図書館学教育改善の取組み

講習中心の司書養成を改革するために、日図協は、1963年に教育部会だけでなく、各部会の委員からなる図書館学教育改善委員会を設置した。この委員会では、公共図書館だけでなく、大学図書館、専門図書館、学校図書館を含む四つの館種の図書館専門職員の養成のための計画を検討した。2年間の検討の結果、四館種の図書館専門職員の養成のための「図書館学教育改善試案」(1965)を作成し、それを含む『図書館学教育改善委員会報告』を出版したが<sup>14)</sup>、最終的な成案を作成することはできなかった。その後も、教育部会は検討を続け、1972年に「図書館学教育改善試案」を作成したが<sup>15)</sup>、会員から批判があり、成案を得ることはできなかった。

1968年に、文部省によって講習科目が改定されたが、大学における「図書館に関する科目」は制定されることなく、講習科目が大学における図書館学教育の科目として用いられ続けた。

## 2. 1980～1990年代の講習に関する主な議論

本章では、講習に関する1980～1990年代の主な議論として、岩猿敏生と佐藤允昭の文献を分析する。

### 2.1 岩猿敏生の文献

岩猿敏生は、1988年に「わが国における図書館学教育の諸形態と問題点」で、講習反対論と講習擁護論とを整理し、課程と講習の問題点に実質的な相違はなく、課程の実態の弱さが、制度としての講習に対する批判を弱くしていると指摘している<sup>16)</sup>。

講習反対論では、講習制度自体の持つ安易さが、司書職の専門職化を阻害すると見るのが基本的な考え方と論じている。

講習擁護論には、①図書館の現場の要求があるこ

と、②多様な専門を持った人を現場へ迎え入れることができること、③全ての大学に課程があるわけではないこと、④司書補の養成には講習しかないこと、⑤課程にも多くの問題があることの五つの議論があると論じている。

## 2.2 佐藤允昭の文献

佐藤允昭は、1996年に「図書館学教育における司書講習の評価について」で、講習の実情を明らかにし、講習の長所、問題点と今後の課題を明らかにしている<sup>17)</sup>。

講習の長所として、次の5点を挙げている。①多様なバックグラウンドを持つ人材を司書として養成できる唯一の方法である。②科目ごとに全国レベルで最適任の担当教員を集めることができる。③科目の履修順序を効果的に配置できる。④受講者数は大学の講義と比較すると少人数である。⑤受講生は学習に大変意欲的である。

講習の問題点・課題として、次の5点を挙げている。①講習科目の見直しが必要である。②奉仕の意義や心構え、利用者に対する態度などを学ぶことも必要である。③何らかの形で現場の体験ができることが望ましい。④2カ月もの講習期間中に一日も欠席できないことは受講者にとってプレッシャーである。⑤現職者と未経験者が一緒に受講するため、両者に講義内容に不満が生じる。

## 2.3 司書講習の長所

岩猿と佐藤による講習擁護論から、講習の長所を次の8点にまとめることができる。

- ①図書館の現場の要求がある(岩猿)。
- ②多様な専門を持った人材を司書として養成でき、現場へ迎え入れることができる唯一の方法である(岩猿・佐藤)。
- ③全ての大学に課程があるわけではないので、講習が司書養成の機会となる(岩猿)。
- ④司書補の養成には講習しかない(岩猿)。
- ⑤科目ごとに全国レベルで最適任の担当教員を集めることができる(佐藤)。
- ⑥科目の履修順序を効果的に配置できる(佐藤)。

⑦受講者数は大学の講義と比較すると少人数である(佐藤)。

⑧受講生は学習に大変意欲的である(佐藤)。

## 3. 1970年代の司書講習に関する議論の概要

本章では、1970年代の講習に関する議論を年代順に整理する。文献は全部で15点である。

### 3.1 1970年

『図書館雑誌』2月号に、特集ではないが、講習に関する記事が3点掲載されている。石塚栄二(大阪市立中央図書館)は、「司書講習の功罪」で講習の問題点と長所を指摘している<sup>18)</sup>。岡崎義富(一橋大学附属図書館)は、「夏期司書講習に終止符を一主として大学図書館の立場から一」で、講習の問題点を指摘している<sup>19)</sup>。住谷雄幸(国立国会図書館)は、「司書講習は即時廃止せよ一専門職制度の確立のためには一」で、講習廃止を主張している<sup>20)</sup>。『図書館界』3月号の特集記事「図書館学教育一図書館員養成と現職者研修」で、上田格(大阪市立中央図書館)は講習の問題点を挙げた上で講習廃止を訴えている<sup>21)</sup>。石井敦(神奈川県立川崎図書館)も、講習の廃止を主張している<sup>22)</sup>。『図書館雑誌』8月号で、図書館学教育に関する記事が掲載されている。木原通夫(椋山女子大学短期大学部)は、講習の問題点を二つ挙げている<sup>23)</sup>。椎名六郎(奥州大学)は、講習科目による図書館学教育の問題点を指摘した上で、講習科目の増加の必要性を論じ、これに関する提案を行っている<sup>24)</sup>。

### 3.2 1971年～1976年

室伏武(亜細亜大学)は、1972年に「司書講習廃止論」で講習の問題点を挙げ、講習廃止を訴えている<sup>25)</sup>。是枝英子(毎日放送東京支社)は、1973年に講習の必要性を論じている<sup>26)</sup>。植松民也(神奈川県立図書館)は、講習廃止に反対している<sup>27)</sup>。塩見昇(大阪教育大学)は、講習の講師の立場から、講習の問題点を挙げつつ、講習廃止に反対している<sup>28)</sup>。小野泰博(図書館短期大学)は、講習の受講生の優れた点を挙げた上で、講習を評価している<sup>29)</sup>。神

本光吉（法政大学）は、1974年に講習の問題点を指摘している<sup>30)</sup>。

### 3.3 1977～1979年

室伏は、1978年に講習に関する議論を整理した上で、講習の図書館学科（部）へ切り替えることの必要性を主張している<sup>31)</sup>。裏田武夫（東京大学）は、1979年に講習のめざすべき方向性を論じている<sup>32)</sup>。

## 4. 1970年代の司書講習に関する議論の内容

本章では、1970年代の講習に関する議論はどのような内容であったのかを、第3章を踏まえて項目別に考察する。

### 4.1 議論の内容

第3章をもとに議論の内容を明らかにする。

#### 4.1.1 司書講習の評価

議論の争点は講習の評価である。講習に対する反対意見を述べているのは、8名（石塚・岡崎・住谷・上田・石井・木原・室伏・神本）である。特に、住谷と石井は即時廃止を主張している。室伏も早期廃止を主張しているが、その目的は、講習から図書館学科への切り替えである。神本（1974）は、講習の廃止を訴えているが、理由は挙げていない。

賛成意見を述べているのは6名（椎名・是枝・植松・塩見・小野・裏田）である。いずれも、講習を全面的に支持するものではなく、司書養成の一つの方法として評価するものであり、講習を存続させるには、大幅な改善が必要と考えているものと考えられる。特に、小野（1973）は、講習の受講生のほとんどが大学卒業以上の優れたバックグラウンドを持っており、講習は図書館学科と並んで有能な職員養成の場となっている点を評価している。

#### 4.1.2 目的と対象

石塚（1970.3）は、公共図書館以外の館種に在職し、または資格取得をめざす新人の受講生の存在が問題であると指摘している。その原因は、大学図書館、専門図書館の分野で講習にかわる適当な講習がないこと、学校図書館においても学校司書の養成機関がないことを挙げており、この傾向が講習の目的

をあいまいにしていると論じている。木原（1970.8）は、目的があいまいであることを指摘している。室伏（1972）は、講習は公共図書館の専門的職員の養成手段であるにもかかわらず、他の館種に適用されていることを指摘している。裏田（1979）は、講習は次第に現職者研修などに振り分けていくべきであると論じている。

石塚と木原は目的のあいまいさを指摘している。石塚と室伏は、他館種の図書館職員養成に用いられていることを指摘している。

講習は、本来、公共図書館職員の養成のために行われている。しかし、他の館種の職員養成の場がないため、他の館種の職員や他の館種の図書館職員を志望する人も講習を受講している。このため、実際の講習においては、館種別の教育の観点が不明確になりがちであることに対する批判と考えられる。この根底には、本来、大学において、館種別の養成が行われるべきという考え方があると考えられる。

#### 4.1.3 現職者教育の観点

石塚（1970.3）は、新人養成としても、現職者の職務研修としても中途半端であり、公共図書館の養成機関としては十分にその機能を発していないと論じている。木原（1970.8）は、講習の問題点として、公共図書館の現職者のための暫定的、救済的措置として始まったが、現職者はほとんど受講していないことを挙げている。

是枝（1973）は、現職者の資格取得の機会として、講習の必要を訴えている。植松（1973）は、現職者に対する講習の否定は行き過ぎであり、現職の経験者にも専門的な司書としての勉学の機会を与えるべきと論じている。塩見（1973）は、新人養成の場となっており、歴史的役割は終わっていることを指摘した上で、資格取得の多様な機会の確保するために、講習の必要性を訴えている。裏田（1979）は、今後の高学歴社会、高齢化社会においては、ますます中年層の再就職、職業転換の必要性が起こってくる可能性が高いため、講習は残しておくべきであると論じている。

ここでは、現職者という言葉が二つの意味で用いられている。一つは、講習を開始した際の現職者で

あり、これらの人々のための講習は既にその役割を終えていると考えられている。

現職者のための講習が継続され、図書館勤務経験のない社会人が受講するようになったことが批判されている。これは、講習は、元来、既に図書館に勤務して実務経験を持っている人々が資格を取得するための講習であるため、その講習で実務経験のない新人養成を行えば、科目や時間数が不足すると考えられるためである。

他の一つは、人事異動で図書館に配属された図書館職員の現職者である。これらの職員が司書資格を得られるようにすることによって、図書館職員の状況を改善しようとする考え方があり、そのために、これらの職員が司書資格を取得する手段が必要となった。

石塚と木原は、現職者教育として始まった講習が新人養成になっていることを指摘し、是枝・塩見・裏田は、講習を現職者の資格取得の機会として、植松は勉学の機会として、前向きに捉えているが、いずれも、これらの点について詳しくは論じていない。

#### 4.1.4 開講形態

岡崎(1970.2)は、講習の受講者には文献調査をする時間がなく、形式的な修得に終わることを指摘している。上田(1970.3)は、短期間に集中的な教育を行う点を批判している。室伏(1972)は、短期間の速成教育で、安易に資格が与えられることを批判している。塩見(1973)は、講習の問題点として短期間の集中という授業形式を挙げている。このほか、椎名(1970.8)は、日本の図書館界には通信教育が必要と提案している。

上田、室伏、塩見は、短期間での資格取得に批判的であり、問題であると論じているが、岡崎のように何がどのように問題であるのか、具体的には論じていない。他方、椎名が通信教育が必要であることを提案していることは画期的であり、多様な資格取得の機会の一つと捉えている。

#### 4.1.5 科目内容・教育環境

岡崎(1970.2)は、①講習の内容が技術面に偏っていること、②講習受講者には、文献を調査する時間がなく形式的な修得に終わること、③単位数対

する学習時間が不足していること、④講習実施大学には大規模な図書館が必要であることの4点を指摘している。石井(1970.3)は、①講習科目の内容が、図書館職員の教育に悪影響を及ぼしていること、②講習の内容の水準が低いことを指摘している。木原(1970.8)は、①構成は公共図書館向きではないが、個々の科目の内容は公共図書館向きで全体的にアンバランスであること、②内容は、公共図書館を強調するものではなく、むしろ各館種のコアの性格を持つ科目群であることを指摘している。

科目内容に関しては、技術的であること(岡崎)、講習実施大学の教育内容が画一的になること(上田)、水準の低いこと(石井)、全体的にアンバランスであることが指摘されている(木原)が、これらを解決するための具体的な方法は示されていない。

教育環境に関しては、岡崎が文献を調査する時間、学習時間の不足を指摘した上で、講習実施大学に大規模な図書館が必要であることを指摘している。これは、教育環境を改善する意味で非常に重要である。

#### 4.1.6 単位数・科目数

椎名(1970.8)は、講習科目の増加を求めて、30科目を3年間で履修することを提案している。神本(1974)は、修得単位数の増加によって、副専攻として学ぶ学生の負担が増加すると指摘している。

単位数・科目数に関しては、二つの視点が見られる。椎名は司書を養成する教員の視点から、科目数の増加を前向きに捉え、具体的な提案をしている。他方、神本は教員という立場でありながら、課程で学ぶ学生の視点から単位数の増加を捉えており、単位数の増加には問題があると論じている。

養成の質の向上のためには、単位数・科目数の増加は必要であり、どの程度までなら増加が可能かに関する議論が必要である。

#### 4.1.7 専門性確立の障害

住谷(1970.3)は、講習廃止の運動のみが図書館職員の専門職養成制度確立へとつながると主張している。塩見(1973)は、容易に取得できる資格であるため図書館職員の専門性確立の障害になっていると論じている。

専門性の確立のためには、住谷は講習廃止を前提

とし、塩見は講習を障害として捉えている。

#### 4.1.8 大学教育への影響

石塚(1970.3)は、講習が大学における図書館学教育の水準を下げていることを指摘し、これを解決するために、図書館学教育担当者の総力の結集を望んでいる。椎名(1970.8)は、大学の図書館学教育において、講習科目をそのまま用いているのは、大学の図書館学教育の後進性を示すものと論じている。室伏(1972)は、専門職員の養成は、大学教育で行われることが通常であることを指摘している。塩見(1973)は、講習が課程の開講単位数を低くおさえる口実を与えていると指摘している。小野(1973)は、講習の延長から課程ができているので、講習はある意味でわが国の図書館学教育の母体であると位置付けしている。神本(1974)は、講習科目は大学における図書館学教育の基準ではないにもかかわらず、大多数の大学が講習科目を大学へ導入したことに安易さと混乱があると指摘している。

室伏は、専門職員の養成は大学教育で行うことが通常であることを指摘し、講習での養成に批判的である。他方、小野は図書館学教育の母体とみなし、位置付けしている。

#### 4.1.9 まとめ

1970年代の講習に関する議論では、講習に対する賛否をめぐって、目的と対象、現職者教育の観点、開講形態、科目内容・教育環境、単位数・科目数、専門性確立の障害、大学教育への影響について議論されていることがわかった。

## 4.2 発表時期と執筆者の所属

### 4.2.1 発表時期

1970～1972年にかけては、講習に反対の意見が発表されている(石塚・岡崎・住谷・上田・石井・木原・椎名:1970, 室伏:1972)。特に、1970年に7名が反対意見を発表している。その2年後に反対意見が1件発表されている(神本:1974)。1973年以降は、賛成意見が発表されている(是枝・植松・塩見・小野:1973, 菅原:1978)。1970年代初めに反対意見が多い理由として、講習科目1968の制定が影響を与えていることが考えられる。他方、1973年以降に賛成

意見が集中している理由として、1972年に日本図書館協会教育部会図書館学教育準備委員会が「図書館学教育改善試案」を発表したことが影響したと考えられる。この試案は、大学の種類(短期大学、四年制大学、大学院)や専攻・非専攻、履修単位数による四つの等級からなる資格を想定し、それに必要な科目を定めたものである。しかし、十分な説明、準備等を行わないまま講習廃止を前提とした取組みが示されたため、その反発として、講習擁護論が集中したと考えられる。

### 4.2.2 執筆者の所属

執筆者の所属先に関しては、反対の意見では、図書館職員が5名(石塚・岡崎・住谷・上田・石井)で、大学教員は3名(木原・室伏・神本)で、図書館職員が多く意見を発表している。館種も様々で、公共図書館3名(石塚・上田・石井)、大学図書館1名(岡崎)、国立国会図書館1名(住谷)の職員が反対している。賛成の意見では、公共図書館職員1名(植松)、大学教員4名(椎名・小野・塩見・菅原)、民間会社社員1名(是枝)である。所属先の地域で整理すると、反対の意見では、東京圏5名(岡崎・住谷・石井・室伏・神本)、大阪府2名(石塚・上田)、愛知県1名(木原)である。賛成の意見では、東京圏4名(植松・菅原・是枝・小野)、大阪府1名(塩見)、岩手県1名(椎名)である。

1970年代初めには、様々な館種の図書館職員が講習に対する反対意見を述べていた。反対意見も賛成意見のどちらも、初めは図書館職員が意見を発表していたが、徐々に司書を養成する立場の大学教員が意見を述べるようになっていく。反対論、擁護論とも、所属先が都市部である人物がほとんどで、地方も含めた議論が行われているとはいえない。

## 4.3 議論の要点

第3章をもとに、講習に対する反対論、擁護論の理由を明らかにする。

### 4.3.1 反対論の理由

次の6点が挙げられている。

- ①公共図書館の現職者のための暫定的、救済的措置として始まったが、新人養成の手段として用

いられるようになり、目的と内容が不明確で、公共図書館職員の養成機関としては不十分でありながら、他館種図書館職員の養成にも用いられている（石塚・木原・室伏）。

- ②短期・集中的な開講形態のため（上田・塩見），受講者には文献調査の時間が不足する（岡崎）。
- ③講習の内容の水準が低く（石井），技術面に偏っている（岡崎）。図書館等の整備も不十分である（岡崎）。
- ④30科目を3年間で履修することを提案する意見（椎名）がある。これは、単位数が少ないという意見を踏まえた提案と思われる。なお、単位数・科目数については、単位数の増加は学生の負担となるという意見（神本）もある。
- ⑤図書館職員の専門性確立への障害（塩見），専門職養成制度への障害（室伏）となっている。
- ⑥大学教育における養成であるべきで（室伏），課程の開講単位数が低く抑えられており（塩見），各大学の教育内容が画一的になる（上田）。

#### 4.3.2 擁護論の理由

次の2点が挙げられている。

- ①現職者の資格取得，勉学の機会である（是枝，植松）。
- ②司書資格の多様な取得機会を確保できる（塩見）。

### 4.4 1980～90年代の主な議論との比較

#### 4.4.1 岩猿敏生の意見との比較

岩猿（1988）は，1970年代の文献のうち，2点に言及している。

講習反対論については，室伏と木原の文献に言及している。室伏については，反対理由の①他の館種にも適用されている，②短期間の安易な速成教育で，安易に資格が与えられている，③専門職員の養成は大学で行われるべきであるの3点全てに言及している。木原については，従来の講習批判を三つにまとめている点には言及しているが，講習に反対する理由は挙げていない。石塚，岡崎，住谷，上田，石井の意見には言及していない。講習擁護論については，特に文献を挙げずに，持論を展開していると考えられる。

課程と講習の問題点に実質的な相違はないこと，課程にも多くの問題があることを認めている点が特徴である。

#### 4.4.2 佐藤允昭の意見との比較

佐藤（1996）は，1970年代の文献のうち，岡崎，石塚，石井，木原，椎名，是枝，植松の7点に言及している。

講習の問題点については，岡崎，石塚，石井，木原の文献に言及している。岡崎については，反対理由の①内容が技術面に偏っていること，②講習が行われる大学には大規模な図書館が必要であること，③時間に余裕がないことの3点全てを挙げている。石塚については，目的と内容があいまいであることについてのみ挙げている。石井については，講習廃止を強調している点に言及している。木原については，岩猿と同様に従来の講習批判を三つにまとめている点に言及しているが，講習に反対する理由には言及していない。住谷，上田，室伏の意見には言及していない。

椎名については，講習に問題はあると認めつつも，ある程度の評価をしていると論じているが，椎名の提案の内容は紹介していない。

講習の長所については，是枝，植松の文献に言及しているが，塩見の意見には言及してない。

佐藤は，1970年代の議論を整理した上で，講習の長所を6点，問題点・課題を5点挙げている。その根拠としては，特に文献は挙げていない。これら（長所の①を除く）は，1970年代には議論されておらず，文献に基づくものではなく，講習実施校の担当教員としての経験に基づく意見と考えられる。

佐藤の論文には，これらをまとめた形で示した点に意義があると考えられる。なお，これらの長所は，すべての講習でそのような実施方法が常に採用されていることを示すものではなく，その点については，別に検証する必要がある。

### 4.5 1970年代の議論の特徴

1970年代には，多くの記事が書かれ，反対論，擁護論ともに，講習の多くの問題点を挙げている。

1970年代の議論には，次のような特徴がある。

第一に、講習廃止を求める意見が数点まとまって掲載され、次に、これに対抗するように、講習を擁護する意見が示されるという論争の形を取っていることである。前者では、講習の問題点の指摘に重点が置かれる傾向があり、後者では、それへの反論に重点が置かれる傾向があった。その結果、講習の長所・短所が包括的に検討されず、また、講習の改善の可能性や改善方法も十分検討されなかったと考えられる。

特に、岩猿が指摘している、課程と講習の問題点に実質的な相違はなく、課程にも多くの問題があるという客観的な立場に立ったバランスの取れた考え方や、佐藤が示している講習の長所（①を除く）と問題点・課題を示す考え方のような実践的な考え方は1970年代には不足していたと考えられる。

第二に、講習、課程のいずれについても、実証的なデータや調査結果が示されずに、抽象的な議論にとどまっていることである。この場合、それぞれの論者の知る範囲や経験した範囲での議論にとどまらざるを得ない。塩見は、受講生の分析、資格取得者のその後、受講生の要求、講習内容など講習の実態を十分に把握した上で、議論が行われていないことを指摘している。講習にせよ、課程にせよ、全体に共通する傾向はあると思われるが、大学による相違も大きいと思われる。実証的なデータや調査結果にもとづく議論が望まれる。

第三に、論者のほとんどが大都市圏の図書館や大学に所属する人々であり、講習に携わっている人々の意見が少ないことである。この点で、地方大学における講習の担当者である椎名、講習の講師を務めていた塩見の意見は重要である。また、1990年代の佐藤の意見は、地方における講習の実施大学の経験にもとづく意見である。

第四に、講習に関する論争が行われながら、これらの論議をまとめた文献がなく、学術論文も書かれていない。約半数が『図書館雑誌』の記事で、複数の論者に依頼した2～3ページの記事が多いため、類似した議論が行われる半面、議論が深まらない傾向がある。内容の面では、既出の記事を引用した上で意見を述べていない記事が多いため、議論の全体

像、対立点を把握した上で意見を述べていない可能性がある。一定の意見が出された後も、問題点を検討し、意見をまとめる記事が書かれていない。議論を深めるためには、一定期間ごとに、これらの議論を総括し、まとめた記事が必要である。

1980年代、1990年代の議論では、1970年代の講習に関する文献の一部または相当数を取り上げているが、言及されていない文献もかなりある。

今後、講習については、過去の文献を包括的に調査し、客観的なデータや調査結果も踏まえて、長所・短所を体系的かつ包括的に論じた上で、評価することが望まれる。

## おわりに

本稿では、1970年代の10年間に絞って、講習に関する議論の検討を行った。今後は、1970年代の図書館職員養成、図書館学教育、科目案について検討する。

## 謝 辞

本稿をまとめるにあたり、筑波大学名誉教授の葉袋秀樹先生より懇切なご指導を賜りました。ここに記して厚く御礼申し上げます。

## 注・引用文献

- 1) 渡邊齊志「公立図書館と図書館情報学—専門職員養成制度の構築に関する取組みの批判的分析—」『現代の図書館』Vol. 52, No. 1, 2014. 3, p. 3-12.
- 2) 岩猿敏生「わが国における図書館学教育の諸形態と問題点」『文化学年報』No. 37, 1988. 3, p. 249-270.
- 3) 佐藤允昭「図書館学教育における司書講習の評価について」『図書館学』No. 68, 1996. 3, p. 15-20.
- 4) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会『図書館情報学用語事典第4版』丸善出版, 2013, p. 91.
- 5) 前掲1)
- 6) 文部科学省「平成26年度司書及び司書補の講習実施大学一覧」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/fieldfile/2014/03/24/1291933\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2014/03/24/1291933_1.pdf) 最終閲覧日2015年1月13日
- 7) 日本図書館協会『近代日本図書館の歩み本篇—日本図書館協会創立百年記念—』日本図書館協会,

- 1993, p. 495-496.
- 8) 前掲 7) p. 489.
  - 9) 図書館情報学ハンドブック編集委員会『図書館情報学ハンドブック第2版』丸善出版, 1999, p. 135.
  - 10) 前掲 9)
  - 11) 「昭和 35 年度日本図書館協会総会資料」『図書館雑誌』Vol. 54, No. 8, 1960. 8, p. 331.
  - 12) 西藤寿太郎「養成機関にもの申す」『図書館雑誌』Vol. 60, No. 4, 1966. 7, p. 2-6.
  - 13) 中島俊教「改訂のねらいと留意点」『図書館雑誌』Vol. 62, No. 6, 1968. 6, p. 2-4.
  - 14) 日本図書館協会『図書館学教育改善委員会報告 1965』日本図書館協会, 1965.
  - 15) 日本図書館協会図書館学教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 66, No. 6, 1972. 6, p. 30-34.
  - 16) 前掲 2)
  - 17) 前掲 3)
  - 18) 石塚栄二「司書講習の功罪」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 2, 1970. 2, p. 51-53.
  - 19) 岡崎義富「夏期司書講習に終止符を一主として大学図書館の立場から」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 2, 1970. 2, p. 54-56.
  - 20) 住谷雄幸「司書講習は即時廃止せよー専門職制度の確立のためにはー」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 2, 1970. 2, p. 57-59.
  - 21) 上田格「図書館員養成制度のあり方ー主としてその発展過程についてー」『図書館界』Vol. 21, No. 6, 1970. 3, p. 208-214.
  - 22) 石井敦「図書館員教育への提言ー公共図書館の立場からー」『図書館界』Vol. 21, No. 6, 1970. 3, p. 203-207.
  - 23) 木原通夫「図書館学教育の「場」の再検討ー講習と大学の講座の場合」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 8, 1970. 8, p. 348-351.
  - 24) 椎名六郎「図書館学教育雑想」『図書館雑誌』Vol. 64, No. 8, 1970. 8, p. 340-343.
  - 25) 室伏武「司書講習廃止論」『図書館界』Vol. 23, No. 6, 1972. 3, p. 224-227.
  - 26) 是枝英子「図書館学教育改善試案への質問」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2, 1973. 2, p. 69-70.
  - 27) 植松民也「『図書館学教育改善試案』の問題点」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2, 1973. 2, p. 70-71.
  - 28) 塩見昇「図書館運動のなかから図書館学教育を考える」『図書館評論』No. 12, 1973. 9, p. 1-10.
  - 29) 小野泰博「司書職と図書館学教育」『図書館界』Vol. 25, No. 3, 1973. 10, p. 101-108.
  - 30) 神本光吉「図書館学教育論」『法政大学文学部紀要』19 号別冊, 1974. 3, p. 1-51.
  - 31) 室伏武「専門職員の養成と受入制度の問題ー専門職化の視点からー」『図書館雑誌』Vol. 72, No. 11, 1978. 11, p. 551-553.
  - 32) 裏田武夫「司書の養成と研修」『社会教育職員の養成と研修』(日本の社会教育第 23 集) 横山宏編, 東洋館出版社, 1979. 10, p. 91-97.

(いけだ みちえ 現代教養学科)